

五、會社は決して調停やら姑息の妥協を欲せず、唯一日も早く一般工員達に就業の機会を與へ安心させ度念願に外ならざる事。  
 練同盟開西同盟會の西尾未廣氏及び初山幸太郎氏等議應援のため來野。

二十二日 練同盟は過日の大會に於て本爭議の應援を決議したるが、本日本部の松岡駒吉氏、齋藤健一氏等來援。爭議團の勢力は挽回した。

二十三日 爭議團は會社側の切崩運動阻止の爲本日より數百の訪問隊を組織し會社側出動勸誘隊の行動を注意し會社側が團員の家庭を訪問する時は直に其の背後より撥いて之を訪問し、會社側の甘言に乗せられず同志と行動を共にする様勧告する所があつた。

二十四日 爭議團に於ては協議の結果從來の集合寄宿は二十三日限り撤廢し、之に代ふるに七人組制（各町村部落を中心として凡そ七人を一組とし之に組長を置き出所進退悉く同一歩調に出でしむるもの）を實施して統制團結を圖ることとし、附近農村の居住者は此際互に相助け合ひて稽刈、麥蒔等を爲すこととなつた。本日「組合諸君は注意」及び「町民諸君に念告」等題するポスターを町内要所に掲示した。

會社側は入場工員の家族に對し「心配することは少しもありません」と題する慰問狀を發送した。

正義團は幹事會召集其後の團員勸誘の状況及び爭議に對し積極的運動を爲すべく決議した。

二十七日 正義團は幹事會召集、今後の運動方針に付協議したる後、高梨團長等一九名は會社本店を訪問して正義團組織の經過を報告し、且つ町永遠の幸福を圖る爲め此際不自然なる調停に應ぜざる様希望を述べ、更に今後の活動上参考にする爲めと稱し、既に作業開始の各工場の參觀を申出でたるが會社側は之を快諾した。

二十八日 爭議團に於ては所屬購買組合長青木源四郎氏が其の一切の債權を遠島哲男氏に譲渡して辭職し、遠島氏は突然組合に對し債權の假差押を斷行、之と前後して大和民勞會副總裁藤代天敬氏等は遠島氏の代人と稱して購買組合に加入並爭議調停申込の名下に來野せる爲め一時混亂狀態を現出した。

會社は「第十五、第十四兩工場作業開始に就て」なるビラ配布。

二十九日 會社側は二十六日以来附近町村に新規工員の募集を開始し、二十八日迄の応募者約一一七名に對しメンタルテストを行ひ八二名を臨時雇造工補助の名目の下に採用、之に復歸職工一三名、店員一〇名、夜警夫一〇名計一一五名を以て本日より第十二工場の作業を開始した。

爭議團に於ては臨時總會を開催、松岡駒吉氏外數名激勵的演説を行つた。又會社の切崩に備へる爲め從來の七人組制の外「會社の者は出入を禁ず」とか「會社側の者は出入を禁ず」等のビラを作成各戸に掲示し、一面最高幹部は野田劇場及労働學校の兩集會所を絶えず巡視し諸般の注意を與へた。

正義團は協議の結果決議文作成會社に手交した。

希望決議書

- 一、本團ハ曩ニ公表シタル總旨綱領ニ基キ本町永遠ノ平和發展ヲ期スベク左記項目ヲ決議ス
- 一、本團ノ眞使命ハ全國的産業擁護ニアルヲ以テ貴社ハ一時的姑息ナル調停若クハ妥協ニ應ゼザルベキ様斷乎タル決心ヲ保持セラレヌキト

右本團ノ決議ニヨリ及提出候也

野田 正義團

昭和二年十月二十九日

代表 高梨 忠 八 耶

三十日 會社は爭議團員原田峰吉氏外五名を解雇することに決し書留郵便を以て夫々本人に辭令を發送した。  
 購買組合に於ては緊急代議員會を開き協議の結果組合長青木源四郎氏の辭任による後任として理事小泉七造氏を推すことに決した。  
 三十一日 爭議團に於ては會社側の切崩運動日に激烈を極むるに至れる爲め之が對策に付各委員長會議が召集協議の結果團員を全部自宅に宿泊せしめ置くことは會社側の出動勸誘隊に乗せられる危険多しとなし、本日夜より再び合宿制を復活せしめ唯野田町在住者に對しては七人組を二分或は三分して交互に團員の家庭に宿泊せしめ切崩に備ふることとした。尙購買組合の假差押が爭議團内部に動搖を來すことを慮り勢力挽回策として本日印旛郡久住村より芝米二百四十俵を購入した。